

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成27年11月2日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区学校給食費収納管理システム構築・運用業務委託

(2) 目的

平成26年度から第2次世田谷区教育ビジョンがスタートし、4年間のリーディング事業の一つとして、「教員が子どもとかかわる時間の拡充」が位置づけられ、教員の事務負担軽減を図ることを目的として給食費収納の公会計化を掲げている。

現在、区立小・中学校は93校あり、82校が自校調理方式(親子調理方式)、11校が共同調理場方式により給食提供を行っている。共同調理場方式の中学校8校においては、公会計により区で給食費の徴収管理、喫食管理、未納(債権)管理等を中学校給食費収納システムで行っているが、85校は私費会計により各学校で徴収管理、喫食管理、未納(債権)管理等を行っている。

今後、平成29年度4月以降に実施する給食から、区立中学校の給食費収納の公会計化を行い、平成30年度4月以降に実施する給食から区立小学校の給食費収納の公会計化を行う。

具体的に、給食費収納、債権管理(未納督促等)は、教育委員会事務局で一括で行い、現在の自校調理方式の良さを生かすため、独自献立や食材調達、支払事務等は引き続き各学校と太子堂調理場で行う。

そのため、区立小・中学校全校と太子堂調理場、教育委員会事務局に同新システムを導入し、食数管理、徴収管理、未納管理など、公会計化後の給食費管理業務の効率化・円滑化を図り、確実に実施できるようにする。

(3) 業務内容

システム設計開発

システム機器等(ソフトウェア含む)の保守及び運用・業務支援

(4) 履行期間

平成28年4月1日から平成33年9月30日までとする。(平成28年~33年度)本業務におけるシステムの本稼働は、平成29年3月1日とする。小・中学校の本稼働の時期が異なるが、平成30年度の小学校の稼働も含めて構築すること。

また、運用保守期間については、平成28年10月1日から平成33年9月30日まで(予定)とする。60ヶ月を予定

契約は、年度毎に締結し、各年度における本事業の予算配当があること、及

び平成29年度以降については、前年度の履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。

2 参加資格

- (1) 平成27年4月1日現在で中核市以上の人口規模(20万以上)を持つ地方自治体(特別区・市)に対し、本業務と同種の学校給食費収納管理システム(特別区又は市が公会計により、保護者等から学校給食費を一括して徴収・管理するシステムであること。私費会計による学校及び共同調理場単位での徴収管理を支援するシステムは含まない。)の構築・運用実績を有するか、または、税金や国民健康保険料等の公金を5万人以上の対象者から徴収・滞納管理する公金徴収管理システムの構築・運用実績を有すること。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者参加者名簿に登録されていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。また、同条第3項による措置を現に受けていないこと。
- (4) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (6) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が経営していない者または事実上経営に参加していないこと。
- (8) 平成28年度より最低5年間、システム設計開発及びシステム機器等(ソフトウェア含む)の保守及び運用・業務支援が可能であること。
- (9) 都内及び都近郊に本店、支店または営業所等の営業拠点を有する者であること。
- (10) 日本情報経済社会推進協会が管理する個人情報取り扱いに関する認定(プライバシーマーク)又は情報セキュリティマネジメントの認証を受けていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 評価基準

以下の内容ごとに採点方式により評価する。

(1) 提案書

実施方針について

システムの機能について

システムの構成について

情報セキュリティ対策について
システムの運用・保守について
実施体制・プロジェクト管理について

(2) 見積書

見積金額の妥当性

(3) ヒアリング

デモンストレーション及び提案書に関する質疑応答

5 手続き等

(1) 担当部課

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係

住所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第2庁舎3階31番窓口

電話：03-5432-2696 FAX 03-5432-3029

E-mail：SEA02056@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成27年11月2日(月)～11月13日(金)

場所：上記(1)に同じ

方法：希望者に無償配布する(世田谷区のホームページからダウンロード可)。

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/103/133/524/d00142424.html>

(3) 参加表明書の受領期限並びに提出場所及び方法

期限：平成27年11月13日(金)午後5時まで(必着)

場所：上記(1)に同じ

方法：持参および電子メール

(4) 提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

期間：平成27年12月14日(月)午後5時まで(必着)

場所：上記(1)に同じ

方法：持参および電子メール

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託業務を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 企画提案に係る費用は、参加者の負担とする。

(6) 区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。

(7) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。

- (8) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (9) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (10) 提出された企画提案書は返還しない。
- (11) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (12) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (13) 本件の審査結果通知において、提案者ごとに評価点数及び順位についても通知する。